

平成 25 年 7 月 9 日

各 位

会社名 株式会社アイケイ
 代表者名 代表取締役社長 飯田 裕
 (JASDAQ・コード 2722)
 問合せ先 常務取締役管理統括 高橋伸宜
 (TEL 052-856-3128)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 8 月 22 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 25 年 6 月 1 日付で単元株制度を採用いたしましたことから、現行定款第 6 条の 2 (単元株式数) を第 7 条とするほか、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部が変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,766,400 株とする。	(現行どおり)
(単元株式数) 第 6 条の 2 当社の単元株式数は、100 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
(新 設)	(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 7 条～第 33 条 (条文省略)	第 9 条～第 35 条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 平成 25 年 8 月 22 日 (木)

以 上